

NOSA I Q&A CONTENTS VI (建物共済・農機具共済)

農業共済新聞より (一部再編集)

Q1. NOSA Iの建物共済とはどのような内容ですか？

A1. 【答え】

NOSA Iの建物共済 NOSA Iで実施している共済事業の一つに、組合員の住宅、納屋、農作業場などの建物を補償の対象とした建物共済があります。建物共済には火災、落雷、物体の飛来などによる建物損害を共済事故とする「建物火災共済」と、建物火災共済の共済事故に加え、台風、水害および地震などの自然災害による損害も対象とする「建物総合共済」があります。また、建物共済には、加入者のニーズに合わせて選択できる特約が用意されています。特約を付帯して加入すると、毎年の加入申込書による契約更新を省略したり、共済金のほかに事故時の臨時の費用も補償したりすることなどができます。

Q2. NOSA Iの農機具共済とはどのような内容ですか？

A2. 【答え】

NOSA Iの農機具共済 NOSA Iの農機具共済は、トラクター、コンバインなどの農機具を加入対象としています。農機具共済には、火災、落雷、衝突、接触、自然災害(地震は除きます)などによる農機具の損害を共済事故(共済金支払いの対象となる事故)とする「農機具損害共済」があります。なお、農機具損害共済はさらに、格納中の事故を補償する「農機具火災共済」と格納中並びに稼動中の事故を補償する「農機具総合共済」に分かれます。また、加入者のニーズに合わせて選択できる特約が用意されています。毎年の加入申込書による契約更新を省略できるもの、共済金のほかに事故時の臨時の費用の補償を受けることができるもの、などの特約があります。

Q3. 建物共済の共済事故には、どんな事故が対象となりますか？

A3. 【答え】

建物共済の共済事故 NOSA Iでは補償の対象としている事故を共済事故と呼んでいます。約款などで規定している偶然の外来的事故のことをいいます。建物共済では共済種類によって共済事故は異なります。「建物火災共済」では、火災事故をはじめ、落雷、プロパンガスの爆発などの破裂・爆発、航空機の墜落・車両の飛び込みなどの建物の外部からの物体の落下・衝突・倒壊、給排水設備の事故による水ぬれ損および加入者以外の占有する戸室からの水ぬれ損、盗難の際のき損・汚損、騒乱などによる破壊行為などです。「建物総合共済」では、建物火災共済で対象としている事故のほか台風、水害、地震などの自然災害も共済事故として規定しています。なお、共済事故に該当する場合であっても、その共済事故が加入者の故意または重大な過失などによる場合は、共済金の支払対象とはなりません。

Q4. 農機具共済の共済事故には、どんな事故が対象となりますか？

A4. 【答え】

農機具共済の共済事故 農機具共済の共済事故（補償の対象となる事故）は、建物共済と同様に約款などで規定している偶然の外来的事故のことをいいます。農機具共済のうち「農機具損害共済」では、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、盗難に伴うき損、獣害、いたずらなど第三者による不可抗力によるき損、台風・洪水・雪害などの自然災害（地震等を除きます）、衝突、接触、墜落、転覆および異物の巻き込みなどの事故があります。なお、共済事故に該当する場合でも、その共済事故が加入者の故意または重大な過失などによる場合は、支払対象とはなりません。

Q5. 建物共済、農機具共済で共済金が支払われないときはどういう場合ですか？

A5. 【答え】

共済金が支払われない場合 建物・農機具共済は、農家の家屋や農業機械など大切な資産を守る制度ですが、適正・公平な事業運営を確保していくため、事故の発生原因や種類によっては、「免責事故」として共済金の支払対象とならない場合があります。例えば、戦乱や地震（建物総合共済を除く）、核物質による事故などの場合は、直接または間接被害であっても免責事故として共済金の支払対象からは除かれています。いったん発生すると通常の共済・保険事業では補償をお約束できないほどの大きな損害発生が予想されるからです。事故の発生原因が加入者等の故意や重大な過失、法令違反による場合や、共済掛金を払い込む前に発生した事故の場合、損害発生の通知をしていない場合などでは、共済金が支払われないことがあります。共済金の支払対象となる事故、ならない事故の詳細については、共済約款に明記されています。

Q6. 建物共済の共済目的（補償の対象となるもの）の対象は何ですか？〈1〉

A6. 【答え】

建物共済の共済目的（1） 建物共済で補償対象となる共済目的は、加入者が所有または管理する建物本体と、基礎工事部分や畳・建具、電気・ガス・水道・冷暖房設備などの付属設備となっています。これに加えて、門・垣・塀などの工作物、建物内の家具類や農機具も、加入申込書に記載すれば共済目的とすることができます。基礎工事部分や付属設備については、契約時に自動的に共済目的となります。

Q7. 建物共済の共済目的（補償の対象となるもの）の対象は何ですか？〈2〉

A7. 【答え】

建物共済の共済目的（2） 共済目的のうち「家具類」とは、日常生活における家庭生活用具としての家具や衣類、身の回り品、電気器具、寝具、そのほか娯楽用品などをいいます。通貨・有価証券・預貯金証書類・印紙・切手、貴金属・宝石・骨董（こつとう）品・書画その他美術品（1点または1組30万円未満のものを除く）、原稿・設計書・模型、愛玩（あいがん）鑑賞用の動植物、自動車（農機具は除く）、営業用の器具・備品・商品などは補償の対象となりません。これらを補償対象としていない主な理

由は、客観的な価値評価や被害時の損害評価が困難なためです。

Q8. 建物共済に加入時にはどのようなことを告知しなければなりませんか？

A8. 【答え】

加入者の告知義務 建物共済約款には、加入者に加入いただく際に必要な告知義務を明記しています。これは、加入申込書に記載する事項について、事実を告げなければならない義務を定めているものです。加入者が加入申込書に事実を告げていなかったり、事実と異なることを告げたとき、NOSA I では契約を解除したり、共済金を支払わないことがあります。告知義務がある理由は、共済契約はNOSA I と加入者双方の信義に基づき成立するもので、NOSA I は加入申込書に記載された内容を前提に、引受けできる物件かどうかを判断し、共済金額（契約補償額）や掛金率を決めるからです。これに誤りや偽りがあると補償責任を負うことができなくなります。主な告知事項には〈1〉共済目的の所有者、住所および用途・構造・面積〈2〉共済価額（新築価額、時価額補償の場合は時価額）〈3〉他の共済・保険契約の有無——などがあります。

Q9. 建物共済の通知義務とはどのようなものですか？

A9. 【答え】

加入者の通知義務 「告知義務」と同様、建物共済の契約に関する重要事項の一つに、加入者の「通知義務」があります。「告知義務」と「通知義務」の大きな違いは、「告知義務」が加入する時点の事実についてのものであるのに対し、「通知義務」は、加入後の契約内容の変更を、加入者がNOSA I に連絡する義務を負うとしていることです。通知する必要があるのは、〈1〉他の共済（保険）に加入するとき〈2〉共済目的の譲渡・解体・改築・増築・構造変更・移転・用途変更を行うときおよび、30日以上空き家または無人にするとき〈3〉共済目的が共済事故以外の原因により破損したとき——などです。万一、これらの事項が加入者からNOSA I に通知されなかった場合は、契約を解除したり、共済金を支払わなかったりすることがあります。

Q10. 建物共済で他保険との重複契約している場合の保険金の支払いはどのようなになりますか？

A10. 【答え】

重複契約がある場合の共済金の支払い NOSA I の建物共済と他の共済や保険が重複して契約している建物が罹災（りさい）した場合で、それぞれの契約ごとに算出した共済金の合計が、その建物の損害の額を超えるときは、各共済や保険会社が分担して補償します。この分担処理の方法は、約款に定められています。具体的には、原則として各共済や保険の単独の支払責任額の合計に占めるNOSA I の責任額の割合に応じて共済金を支払うもので、多くの共済や保険会社でも採用している「独立責任額按分方式」によります。分担処理の目的は、契約ごとに算出される共済金の合計が損害の額を超える場合、これがそのまま支払われると過剰支払いとなり、不当利得が生じる恐れがあるためです。

Q11. 建物共済の罹災時の通知義務の内容は？

A11. 【答え】

罹災（りさい）時の通知義務 加入建物が火災などの共済事故により損害を受けたときは、加入者はすぐにNOSA Iに通知することが約款に決められています。このような義務を規定しているのは損害評価において、NOSA Iとして適正な事故原因の調査、損害の額の把握および損害拡大の防止を講じることにより、迅速な共済金の支払いができるようにするためです。このためNOSA Iは、損害の通知を受けた後、評価に必要な調査や書類の提供を求めることがあります。損害の通知が遅れたり、必要な調査が行えなかったりする場合は、適正な損害評価ができないため、共済金を支払えないことがありますのでご注意ください。また、農機具共済についても同様の取り扱いになります。

Q12. 建物共済の加入者の損害防止義務とは何ですか？

A12. 【答え】

「損害防止義務」 建物共済の加入者には、加入している建物・家具類等について、日常行うべき管理はもちろん、火災等が発生したときには、損害の防止や軽減に努める義務があることを、「損害防止義務」として約款に規定しています。この義務を怠ると共済金が支払われなかったり、防止あるいは軽減できたはずの損害額を差し引いて共済金が支払われたりすることがあります。一方、消火活動のために使われた消火器の詰め替え費用については、損害防止費用共済金として支払われます。

Q13. 建物共済の代位権とはどのようなものですか？

A13. 【答え】

代位権 NOSA Iの建物共済に加入している物件に他人の自動車衝突するなど、第三者の行為で損害が生じた場合、加入者は加害者に対して損害賠償金を請求する権利がある一方、NOSA Iに対しても共済金の支払請求権があります。しかし、加入者が両方の請求権を行使すると二重の利得となってしまいます。このような場合、共済金が支払われた時点でNOSA Iは、支払額に応じた損害賠償請求権を加入者から譲り受けることとなります。これを「代位権」と呼び、その際は、NOSA Iから損害賠償請求権代位通知書などの必要書類の提出を加入者に求めることがあります。損害発生通知の際に、第三者行為による損害であることを申し出る必要があります。

Q14. 建物共済の共済金額の自動復元とはどういうものですか？

A14. 【答え】

共済金支払い後の共済関係 建物共済では、共済金が支払われた後も、共済金額が減額されることはありません。これにより、同じ責任（契約）期間中に2度目の損害が発生した場合にも、契約当初の共済金額をもとに算定した共済金が支払われます。これを共済金額の自動復元といいます。ただし、1度目の事故による損害が復旧される前に2度目の事故が発生した場合は、復旧されていなかった部分を除いた額が支払

われます。損害割合（建物の価額に対する損害額の割合をいいます）が80%以上の事故の場合は、共済金を支払い、共済関係は終了することとなります。

Q15. 建物・農機具共済の責任期間（補償期間）はいつからはじまるのですか？

A15. 【答え】

建物・農機具共済の共済責任期間 N O S A I の建物共済および農機具損害共済の責任期間（補償期間）は、責任開始日の午後4時から翌年の同日の午後4時までの1年間です。責任開始日は、加入（継続）申込書に記載された日となりますが、共済掛金等の払い込みが申込書記載日より遅れた場合は、掛金等の払込日が責任開始日となり、責任期間はその日から1年間となります。火災などの災害はいつ発生するか分かりません。共済責任期間は、共済証券に記載されていますので責任期間が中断しないよう確認しておくことが大切です。なお、責任期間の満了日までに次の期間分の掛金等を払い込むことにより、責任期間が継続されます。

Q16. 農機具損害共済の共済目的（補償の対象となるもの）は何ですか？

A16. 【答え】

農機具損害共済の共済目的 N O S A I の農機具損害共済に加入できる農機具（共済目的）は、加入者が所有または管理する農機具で、かつ未使用で取得されたものが原則です。共済目的となる農機具の機種は、N O S A I が指定していますが、トラクター、コンバイン、田植機など一般的に使用される農機具が対象となっています。また、トラクターに付けて使用するロータリー等の付属装置も加入できますが、本体農機具の加入時に共済目的に含めることを申し込む必要があります。詳しくは最寄りのN O S A I に問い合わせください。

Q17. 農機具共済に事故が発生した場合は、どのようにすればいいのですか？

A17. 【答え】

農機具共済の事故通知 N O S A I の農機具共済に加入している農機具に事故（災害）によって損害が生じた場合、加入者は、すぐに最寄りのN O S A I に事故の発生を通知することになっています。この連絡が遅れた場合、適正な損害評価を行うことが難しくなる場合があります。事故通知は農機具を修理工場に運ぶ前に、できるだけ早く連絡する必要があります。

Q18. 農機具共済で、共済金の支払い対象とならない損害には、どのようなものがありますか？

A18. 【答え】

共済金の支払い対象とならない損害 N O S A I の農機具共済における共済事故の規定は、支払対象となる災害を限定する制限列举主義を採り、基本的には偶然性を伴う災害に限られています。したがって、以下の原因によって生じた損害は、共済金の支払対象としていません。〈1〉加入者（親族を含む）や運転者の故意もしくは重大な過失または法令違反 〈2〉農作業以外の使用目的による事故 〈3〉欠陥や腐食、さ

びなどの自然消耗〈4〉故障〈5〉ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損〈6〉消耗部品のみが生じた損害。〈6〉の消耗部品とは、タイヤ、チューブ、ベルトのほか、オイル類、フィルター類、バッテリー、ヒューズなどのように、定期的な交換が必要な部品を指します。機種により異なる場合がありますので、加入の際には事前に確認が必要です。詳しくは最寄りのNOSA Iに問い合わせください。

Q19. 農機具共済の災害共済金はどのように計算されるのですか？

A19. 【答え】

農機具共済の災害共済金 NOSA Iの農機具共済は、火災や接触、衝突など不慮の事故による損害に対して共済金を支払います。その共済金は、損害の額（復旧費）に、新調達価額に対する共済金額（契約補償額）の割合を乗じた金額です。新調達価額とは、損害を受けた農機具と同機種または、同程度の機能を持つ農機具を新しく買い換えるときに必要な金額のことです。このため、新調達価額いっぱいまで加入しておかないと、万一の事故のときに十分な補償を受けられないこととなります。なお、損害の額が新調達価額の100分の5または1万円に満たない場合は、共済金は支払われません。また、加入者の過失などにより、損害額を一部減額（免責）する場合があります。免責をする場合は一定の基準により行われます。詳しくは最寄りのNOSA Iに問い合わせてください。

Q20. 農機具共済加入者の義務にはどのようなものがありますか？

A20. 【答え】

農機具共済加入者の義務 NOSA Iの農機具共済に加入すると、加入者は共済金を受け取る権利を得ますが、同時に、約款に記載されている「告知義務」「通知義務」「復旧義務」「損害防止義務」といった義務が発生します。「告知義務」とは、加入時に申込書の記載事項について、正しい情報をNOSA I団体に伝える義務のことです。「通知義務」とは、加入期間中に農機具を廃棄または、第三者に譲渡したり、加入内容を変更したりした場合などに、加入したNOSA I団体にすぐに連絡するという義務のことです。

契約内容に誤りがあつたり、変更があつたりした場合、そのままにしていると、共済金が支払われない場合がありますので注意が必要です。「復旧義務」「損害防止義務」についてはQ21を参照ください。

Q21. 農機具共済加入者の復旧義務と損害防止義務はどのようなものですか？

A21. 【答え】

農機具共済加入者の復旧義務と損害防止義務 NOSA Iの農機具共済では、加入している農機具に損害が生じた場合、加入者は1年以内にその農機具を修理しなければなりません。これを「復旧義務」といいます。なお、買い替えした場合も「復旧」に含まれます。共済事故が発生した場合、共済金は、損害の額（復旧費）*に新調達価額に対する共済金額（契約補償額）の割合を掛けた額が支払われます。しかし、復旧義務を果たさない場合は、損害の額を時価ベースに置き換えて共済金が算定されま

すのでご注意ください。また、「損害防止義務」とは、加入者が発生した損害の拡大を防止・軽減することや、加入農機具に対して日ごろから管理・点検整備に努めることです。特に点検整備は事故防止に欠かせない、重要な作業です。

*買い替えした場合は、実際の購入金額と修理することにした場合の修理見積額を比べ、どちらか金額が小さいほうを損害の額として共済金を算定します。なお、新調達価額に相当する金額が損害の額の上限となります。